

消防用設備等点検報告制度

消防法第17条の3の3により消防用設備等を設置することが義務付けられている建物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

消火器



非常ベル



屋内消火栓



全ての消防用設備等に、点検・報告が必要です。

上記のほかにも、「自動火災報知設備・スプリンクラー設備・誘導灯」など、消防法第17条に基づき設置した消防用設備等は点検し、報告する義務があります。

点検の種類と期間

機器点検（6ヶ月に1回）

消防用設備等の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷、機能について、告示の基準に従い、外観、又は簡易な操作により確認することをいいます。

総合点検（1年に1回）

消防用設備等の全部又は一部を告示に定める基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認することをいいます。

点検結果の報告

※点検を行った結果を消防長又は消防署長へ提出します。

特定防火対象物（1年に1回）

（例）物品販売店・ホテル・病院・飲食店その他不特定多数の人が出入りする建物など

非特定防火対象物（3年に1回）

（例）工場・事務所・倉庫・共同住宅・学校・駐車場など

点 検 実 施 者

・防火対象物の用途や規模により、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければなりません。

① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物

(例) 物品販売店・ホテル・病院・飲食店その他不特定多数の人が出入りする建物など

② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの

(例) 工場・事務所・倉庫・共同住宅・学校・駐車場など

③ (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途に供される部分が避難以外の階(1階及び2階を除く。)に存する防火対象物で、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ又は総務省令で定める構造を有する場合にあっては、1)以上ないもの

※上記以外の防火対象物は、防火管理者などの関係者が行うこともできますが、確実な点検を行うために消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることが望ましいものです。

点 検 報 告 義 務 違 反

点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合、次の刑罰が科せられます。

- ① 報告せず、又は虚偽の報告をした者
30万円以下の罰金又は拘留
- ② 法人
30万以下の罰金

【根拠法令】

消防法第17条の3の3(点検報告)

消防法施行令第36条第2項(点検実施者)

消防法施規則第31条の6及び平成16年消防庁告示第9号(点検の種類・期間・報告書)

消防法第44条第11号及び第45条第3号(罰則)

昭和50年消防庁告示第14号(点検の基準・点検票)

連絡先

中央消防署	22-8110	姉崎消防署	61-0642
五井消防署	20-0119	市津消防署	75-0602
八幡消防署	42-0119	南総消防署	92-0119

ご不明な点は最寄の消防署にご相談ください。

